

(2) 出陣年輩の経費一ヶ月毎に日給十円分  
に付五分の改定に付す

(3) 苦勞組の救済に付す

(4) 公傷の入院者の休業金に付す 場合に給料  
の全額を支給する  
但不具書類の病状に付し  
分の一ヶ月に二ヶ月に五ヶ月に給する  
に付す

尚此七場合に二ヶ月毎に給するに付す